

平成23年度
給水装置工事配管技能者講習会
—— 分岐穿孔のみの講習 ——
兵庫県開催分

実施機関 財団法人 給水工事技術振興財団
〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町4番7号 日本橋安藤ビル
電話 03(5695)2511 FAX 03(5695)2501
後援 社団法人 日本水道協会
全国管工事業協同組合連合会

給水装置工事業者の「事業の運営の基準」として、水道法施行規則第36条第2号に、配水管から水道メータまでの給水装置工事については、適切な技能を有する者に施工させることとされています。

こうした適切な技能を有する者の確保については、給水装置工事の事業及び水道事業いずれの観点からも必要不可欠であります。

このため、当財団では、配水管から水道メータまでの給水装置工事について適切な技能を有する者（技能者）を養成するため「給水装置工事配管技能者講習会」を実施しております。

本年度も引き続き、給水装置工事配管技能者（給水工事技能者その他類似名称のものを含みます。）の資格を既に取得されている方のうち、分岐穿孔資格を有していない方を対象に、その技能の有無の確認等を目的とする講習会を下記のとおり実施いたします。

1. 開催期日 平成24年3月3日（土）

2. 講習会場 三田建設技能研修センター実習場
兵庫県三田市香下2122

3. 受講対象者

給水装置工事配管技能者（給水工事技能者その他類似の名称のものを含みます。）の資格を下記により既に取得されている方が受講対象となります。

- (1) 水道事業体が発行した給水装置の配管技能の実技に関する試験合格者または講習会修了者
- (2) 社団法人日本水道協会地方支部・都府県支部が発行した給水装置配管技能の実技に関する試験合格者または講習会修了者
- (3) 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
- (4) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科課程修了者
- (5) 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力訓練施設の配管科課程修了者

4. 講習内容

(1) 実技課程（1時間）

「配水管（ダクタイル鋳鉄管）へのサドル付分水栓の取付」「手動式穿孔機による配水管の分岐穿孔」についての作業を受講者個々に実施していただきます。

なお、実技に先立ち、実技の全課程について模範実演（20分）を行います。

(2) 修了認定基準に基づく修了か否かの判定

受講者個々の作業結果について、受講者立ち会いのもと、修了認定基準（水圧試験、穿孔状態、コアの装着状態等）に基づき修了か否かの判定を行います。

5. 受講に関する書類の提出期間・提出先

平成23年12月1日（木）から平成24年2月3日（金）までに、兵庫県管工事業協同組合連合会

あて持参または郵送により提出して下さい。

※申込用紙希望の方は、切手を貼り送付先宛名を記入したA4サイズの返信用封筒を同封の上、お申込下さい。

（切手：1部～2部 200円、3～4部 240円、5部～7部 240円、8部～10部 390円、11部以上 500円）

